浜田市地域おこし協力隊（フリーミッション型）募集要項

1 　目的

　　浜田市地域おこし協力隊応募者の企画提案内容と浜田市の課題等のマッチングを図り、地域活性化の推進に寄与することを目的とする。

　　本要要項は、浜田市地域おこし協力隊（フリーミッション型）の募集を実施するにあたり、募集から採用までの手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 　業務

応募者がこれまで学んできたこと、培ってきた経験、特技及び資格等が活かせる活動及び事業創出であって、市と連携して行う次のいずれかに掲げるもの

⑴　地域産業の振興に係る活動

⑵　観光交流の推進に係る活動

⑶　地域福祉の向上に係る活動

⑷　教育の発展に係る活動

⑸　協働のまちづくりの推進に係る活動

⑹　移住者支援及び関係人口創出に係る活動

⑺　その他地域活性化に係る活動

3 　募集人数　　1名

4 　応募者に係る要件

次に掲げる事項を全て満たすこと。

⑴　申込日において、年齢が満18歳以上の方

⑵　申込日において、3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域にある市町村であって、平成17年から平成27年までの人口減少率が11％未満のもの）又は都市地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法又は沖縄振興特別措置法の対象地域・指定地域を有しない市町村）等に在住し、採用後に浜田市に住民票を異動させて生活することが可能な方

⑶　地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

⑷　普通自動車免許（オートマチック限定免許可）を有する方又は採用日までに取得見込みのある方

⑸　心身が健康で地域に馴染む意思があり、地域の活性化に意欲を持っている方

5 　活動場所 　島根県浜田市内

6 　身分及び期間

⑴　身分は個人事業主（市との雇用契約等は無し）とし、浜田市地域おこし協力隊員として浜田市長が委嘱する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、身分を変更することができる。

⑵　委嘱期間は、令和8年3月31日までとし、1年を超えない範囲で委嘱期間を延長することができる。ただし、3年を限度とする。

7 　活動等

⑴　1月あたりの活動日数は、17日（週4日程度）を目安とし、活動日の属する月の翌月7日までに活動に係る報告書を作成し、市に報告を行う。

⑵　地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができる。

⑶　兼業及び副業は、地域おこし協力隊の活動に支障のない範囲とし、内容についてあらかじめ市又は関係団体等の確認を得ること。

8 　報償金等

⑴　報償金　　月額25万円

⑵　活動に係る経費の補助　　1年度あたり上限160万円※

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| 家賃  （共益費及び駐車場代を除く。） | 10/10 | 60万円（1月につき5万円） |
| 敷金 | 1/2 | 10万円 |
| 燃料費 | 10/10 | 24万円（1月につき2万円） |
| その他活動に必要な経費であって、市長が必要と認めるもの | 10/10 | 160万円から家賃、敷金及び燃料費に係る補助金額を控除した額 |

※　年度途中に委嘱された隊員の補助限度額については、月割計算をした額とする。

⑶　福利厚生

国民健康保険及び国民年金等は自身で加入すること。ただし、第6項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。

9 　応募方法

⑴　提出書類

ア　履歴書（市販のもの使用可。写真（3か月以内・上半身・無帽・正面）貼付）

イ　住民票の写し（3か月以内に発行されたものに限る。）

ウ　応募用紙

エ　提案資料（紙媒体1部及びデータ）

⑵　提出先　　「11　申込先・問合せ先」と同じ

⑶　提出期限　　令和7年9月30日（火）17時15分必着

⑷　提出方法　　「⑴　提出書類」一式を持参又は郵送

※　郵送の場合は、封筒の表面に「地域おこし協力隊申込」と朱書きし、簡易書留による提出期限必着とする。

※　「エ　提案資料」は、データをメール添付の上送付すること。⑸　その他　　提出された書類は、返却しないものとする。

10　選考審査

⑴　書類審査

　　「4　応募要件」に掲げる事項及び提案資料の内容について、書類審査を行う。

⑵　プレゼンテーション審査

　　書類審査に合格した場合、プレゼンテーション審査を実施する。

　　プレゼンテーション審査は、原則対面での実施とするが、オンラインによる実施も可能とする。

　⑶　その他

ア　応募があり次第、随時審査を行う。（採用者が決定した場合は、募集期間内であっても募集を終了する。）

イ　応募内容確認のため、書類審査前にオンライン等による面談を実施する場合がある。

ウ　書類審査の結果、プレゼンテーション審査の日程及び最終審査結果等については、随時通知する。

エ　審査結果については、いかなる異議申立ても受け付けないものとする。

11　申込先・問合せ先

⑴　担当部署　　浜田市地域政策部定住関係人口推進課移住定住係

⑵　担当　　藤井、岡本

⑶　所在地　　〒697-8501　島根県浜田市殿町1番地

⑷　電話　　0855-25-9511

⑸　電子メール　　teiju@city.hamada.lg.jp